

電子書籍の流通と利用の円滑化に関する検討会議報告

概要

検討の経緯等

- 平成22年3月～6月、「デジタル・ネットワーク社会における出版物の利活用の推進に関する懇談会」(総務省、文部科学省、経済産業省の三省合同開催)において、広く国民が出版物にアクセスするための環境整備について、検討が行われた。
- 上記検討の結果、文部科学省で検討すべきものとして、以下の3つの課題が指摘された。
 - ①デジタル・ネットワーク社会における図書館と公共サービスの在り方に関する事項(国会図書館のデジタル化資料の活用方策等)
 - ②出版物の権利処理の円滑化に関する事項
 - ③出版者への権利付与に関する事項
- 平成22年11月、「電子書籍の流通と利用の円滑化に関する検討会議」を設置し、上記①～③の検討課題について、14回にわたる検討を実施。今般、報告のとりまとめ。

検討会議の構成員

- | | |
|--------|------------------------------------|
| 糸賀 雅児 | 慶應義塾大学文学部教授 |
| 大渕 哲也 | 東京大学大学院法学政治学研究科教授 |
| 片寄 聰 | 株式会社小学館常務取締役 |
| 金原 優 | (社)日本書籍出版協会副理事長、株式会社医学書院代表取締役社長 |
| 里中満智子 | マンガ家 |
| ○渋谷 達紀 | 東京都立大学名誉教授 |
| 杉本 重雄 | 筑波大学大学院図書館情報メディア研究科教授 |
| 瀬尾 太一 | 写真家、一般社団法人日本写真著作権協会常務理事 |
| 田中 久徳 | 国立国会図書館電子情報部電子情報企画課長 |
| 常世田 良 | 社団法人日本図書館協会理事・事務局次長 |
| 中村伊知哉 | 慶應義塾大学大学院メディアデザイン研究科教授 |
| 別所 直哉 | ヤフー株式会社CCO(チーフコンプライアンスオフィサー)・法務本部長 |
| 前田 哲男 | 弁護士 |
| 三田 誠広 | 作家、公益社団法人日本文藝家協会副理事長 |
| (○:座長) | (以上14名) |

検討事項① デジタル・ネットワーク社会における図書館と公共サービスの在り方に関する事項

国会図書館の所蔵資料のデジタル化の状況

国会図書館においては、1968年までに発行された図書（約88万冊）や雑誌などのデジタル化が既に行われており、合計、約210万冊のデジタル化が完了している。

国会図書館からの送信サービスの実施について

- 国会図書館のデジタル化資料の活用の在り方の検討は緊急の課題であり、早期の実現を目指し、戦略的に取り組むべき。



- 国民の利便性の向上を図るため、各家庭等までの送信を目標としつつ、その為の第1段階として、
「国会図書館のデジタル化資料を、一定の範囲、条件のもとに公立図書館等で利用可能となるよう、著作権法の改正を行うことが適当。」

【対象出版物の範囲】

対象出版物の範囲は市場における入手が困難な出版物等とする。（電子書籍市場の発展に影響を与えない範囲）

【利用方法】

公立図書館等における閲覧とともに、一定の条件下における複製を認める。

国会図書館の蔵書を対象とした検索サービスの実施について

- 国会図書館のデジタル化資料を検索対象として本文検索サービスの提供が必要。
➡ (現在の画像ファイル形式のデータをテキスト化することが必要。)
- 検索結果の表示方法等については、今後関係者間の協議を進めていくことが必要。

デジタル化資料の民間事業者等への提供について

国会図書館と民間事業者等が連携した新たなビジネスモデルの開発が必要。

➡ 環境整備のための関係者間における協議の場等を設置することや、有償配信サービスの限定的、実験的な事業の実施なども検討することが必要。

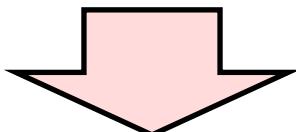
検討事項② 出版物の権利処理の円滑化に関する事項

出版物の権利処理の円滑化を図るための方策の必要性

更なる電子書籍市場の発展に向けた出版物に係る権利処理の円滑化のため、

- ① 中小出版者や配信事業者など多様な主体によるビジネス展開の実現
- ② 「孤児作品(権利者不明作品)」等の権利処理の円滑化

を目的とした「権利処理を円滑に行うための仕組み」を整備することが必要。



具体的な方策の在り方

以下の①～③の取り組みについて、その実現に向けて、権利者、出版者、配信事業者等の関係者間の具体的な協議を行うとともに、文部科学省等の関係府省が積極的な関与、支援を行うことが重要。

- ① 出版物に関する情報を集中的に管理する取組
(取組例)国会図書館や出版者が保有する現存のデータベースの活用 等
- ② 権利処理の窓口的な機能を果たす取組
(取組例)市場で流通している出版物の権利処理に係る窓口機能の集中化、
不明権利者の探索や裁定の手続き代行などの機能整備 等
- ③ 権利処理に係る紛争の処理に資する取組

検討事項③ 出版者への権利付与に関する事項

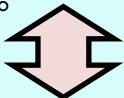
「出版者への権利付与」の意義、必要性について

「出版者への権利(著作隣接権)付与」について、出版者から「電子書籍の流通と利用の促進」と「出版物に係る権利侵害への対応」の2つの観点から、その必要性等が主張された。

電子書籍の流通と利用の促進の観点

【積極的な意見】

- 出版者による権利情報の管理や権利処理に係る取組が進められることによる権利処理の進展につながる。



【更なる検討を要するとする意見】

- 新たな権利者が増えることは配信事業者等の電子書籍市場への新規参入を阻む可能性も存在。
- 電子書籍市場に与える影響について、経済的、社会的検証を行うことが必要。

出版物に係る権利侵害への対応の観点

- 権利侵害に対して、出版者が主体的に対応措置を図ることの必要性については意見が一致。
- 具体的な対応方策としては、
 - ①出版者への権利付与
 - ②現行制度における対応
 - ・著作権の(一部)譲渡
 - ・民法の債権者代位権の行使 等
 - ③現行法の「出版権」の改正

による対応が考えられる。

- 「出版者への権利付与」等について、出版者等が中心となり、その電子書籍市場に与える全般的な影響について検証が必要。また、法制面における課題の整理等については、文化庁において専門的な検討を実施。
- その上で、電子書籍市場の動向を注視しつつ、国民各層にわたる幅広い立場からの意見を踏まえ、制度的対応も含めて、早急な検討を行うことが適当。